

会 則

日本大学工学部軽音楽研究会
RSS WAY WISE OB会

第1章 総則

第1条 (名称) 本会は日本大学理工学部軽音楽研究会RSS WAY WISE OB会(以下本会)と称する。

第2条 (規約) この会則で定めるもののほか、必要な事項は規約で定める。

第2章 目的及び活動

第3条 (目的) 本会は会員相互の親睦を図り、母校のサークルとの交流、発展を援助することを目的とする。

第3章 会員

第4条 (会員資格) 本会の会員資格を次のように定める。
在籍期間に関わらず、サークルに正式入会した者。又はリサイタル並びにそれに準ずる演奏会に1回出演した者、及び本会の承認を得た者。

第5条 (身上異動の報告) 会員はその住所、氏名等に異動を生じたときは本会に通知するものとする。

第6条 (入会等)
第1項 (入会と退会) 会員資格を有する者は、会長・副会長・幹事のいずれかへの届け出をもって入会並びに退会することができる。
第2項 (休会と復会) 会員は何等かの理由により、一時的に会員活動の継続が困難となった場合、会長、副会長、事務局長のいずれかへの届出をもって、本会を休会することができるものとする。また会員活動が再び可能となった場合の復会についても、同様の届出をもって行うものとする。
第3項 (除名) 本会の体面をいちじるしく毀損した会員は、役員会の議決により除名することがある。

第4章 役員

第7条 (役員)
会長 (1名) 本会に次の役員を置く。
副会長 (1名または2名) 本会を代表し、会務を総理する。
マネージャー (若干名) 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
会長、副会長を補佐し、円滑な事業遂行にあたる。

第8条 (役員を選出) 本会の役員を選出は次による。
会長及び副会長は、任期中の役員会において会員中より選出する。
マネージャーは、選出された会長が指名推薦し役員会で決定する。

第9条 (役員任期) 役員任期は2年、またはOB会を2回開催した期間。
補欠による役員任期は前任者の残存期間とする。

第10条 (役員報酬) 本会運営に関わる会議費及び交通費の補償を、報酬とする。
報酬額は各年ごとの収支に於いて、収益があった場合のみ、その一割を充てる。
減益の場合は、その限りではない。

第5章 事務局

第11条 (事務局) 本会は事務局を組織する。

第12条 (事務局活動) 事務局は本会の庶務、会計を担当する。

- 第13条 (役員)
事務局長 (1名)
事務局員 (若干名)
- 事務局に次の役員を置く。
事務局を組織・運営し、経理事務・会計を担当する。
事務局長を補佐し、局長に事故あるときはその職務を代行する。
- 第14条 (役員を選出)
- 事務局の役員は次による。
事務局長は、会長または任期中の事務局長が指名推薦し役員会で決定する。
事務局員は、事務局長が指名推薦し役員会で決定する。

第6章 会議

- 第15条 (会議)
- 本会は、総会・役員会の会議をもうけ会長が招集する。
- 第16条 (総会)
- 本会の総会は本会開催時に併催し、会務の報告及び必要な事項の協議をする。
必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 第17条 (役員会)
- 役員会は必要に応じて随時開くものとし、会務の審議及び執行にあたる。
- 第18条 (議決)
- すべての会議における議案は出席者の過半数をもって議決する。

第7章 会費

- 第19条 (経費)
- 本会の経費には、会費その他の諸収入をもってこれにあてる。
- 第20条 (会計報告)
- 本会の収支決算は、総会においてこれを報告し、予算案を提出して会員の承認を得るものとする。
- 第21条 (会計年度)
- 本会の会計年度は、当該年本会翌日に始まり、翌年の本会当日に終わる。

第8章 附則

- 第22条 (慶弔規約)
- 本会は本会員が死亡した場合、花輪または生花を謹呈し弔意を表す。
- 第23条 (会則の変更)
- 本会則の変更は、総会の議決によるものとする。
- 第24条 (会則の施行)
- 本会則は平成23年11月26日より施行する。